

第 13 章 水 産 庁

第 1 節 東日本大震災からの復興・復興

1 水産業への被害の状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋岸を中心に非常に多くの生命・財産を奪い、水産業においても甚大な被害を与えた。

今回の地震・津波による水産関係施設の被害額は、総額で約 1 兆 2,600 億円となっており、このほかに、民間企業が所有する水産加工施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設などについても約 1,600 億円の被害が発生した。

表 1 水産関係被害(全国)

主な被害	被害数	被害額
漁船	28,612 隻	1,822 億円
漁港施設	319 漁港	8,230 億円
養殖関係		1,335 億円
(養殖施設)		(738 億円)
(養殖物)		(597 億円)
共同利用施設	1,725 施設	1,249 億円
被害額合計：1 兆 2,637 億円		

水産関係の施設別被害額では、漁港施設の被害額が最も多く、約 8,200 億円(被害額全体の 65%)となっており、その他、漁船の約 1,800 億円(同 14%)、養殖施設及び養殖物の約 1,300 億円(同 11%)、共同利用施設約 1,200 億円(同 10%)となっている。

都道府県別の水産関係被害額では、宮城県の被害額が最も多く、約 6,700 億円となっており、以降、岩手県の約 4,000 億円、福島県の 800 億円となっており、上位 3 県で全国の水産関係被害額の 9 割以上を占めている。

表 2 水産関係被害(岩手・宮城・福島)

主な被害	被害数	被害額
漁船	26,173 隻	1,559 億円
漁港施設	260 漁港	7,718 億円
養殖関係		1,090 億円
(養殖施設)		(621 億円)

(養殖物)		(469 億円)
共同利用施設	1,308 施設	1,110 億円
被害額合計：1 兆 1,477 億円		

また、多くの漁船が津波により、陸上へ乗り上げ、沖合への流出、浸水による沈没などの被害を受けた。発災時に操業中であつたため沖合に避難できた漁船についても、陸上施設に保管していた漁具を流出するなどの被害を受けた。

被害を受けた漁船は全国で約 2 万 9,000 隻に及び、アワビ・ウニや刺し網等の磯漁が盛んな岩手県や宮城県では小型漁船が多いこともあり、被災漁船数はこれら両県で約 2 万 5,000 隻と全国の漁船被害隻数の約 9 割を占めている。また、福島県の漁船被害も大きく、約 900 隻が被災した。

表 3 漁船の被害

(単位：隻、百万円)		
主な被害	被害数	被害額
北海道	793	8,723
青森県	620	11,378
岩手県	13,271	33,827
宮城県	12,029	116,048
福島県	873	6,022
茨城県	488	4,363
千葉県	405	851
東京都	3	-
新潟県	5	0
富山県	8	839
石川県	1	-
静岡県	14	5
愛知県	8	6
三重県	26	22
和歌山県	6	2
鳥取県	2	10
徳島県	10	5
高知県	25	14
大分県	2	65
宮崎県	20	29
鹿児島県	3	5

注：富山県、石川県の漁船は被災地で係留・上架中に被災。

2 水産業の復旧・復興に向けた取組

水産庁は、平成23年6月28日、復興構想会議の提言を踏まえ、水産の復興について、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を策定した。

このマスタープランでは、水産復興に当たっての基本理念を示すとともに、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通等、水産を構成する各分野の総合的・一体的な復興を推進するといった復興の基本的な方針を示している。

震災からの復興・復旧に向けて、震災直後から始まった各地の水産関係者の絶え間ない努力と実務の積み重ね、全国各地の様々な方々の多大なる支援によって成し遂げられた各種水産関連施設等の復旧・復興の状況は表のとおりである。

表4 水産の復旧・復興状況

項 目	進 捗 状 況
岩手・宮城・福島県 の主要な魚市場の水揚げ	被災前と比較して、水揚量が73%、水揚げの金額が90%まで回復(平成30年2月～平成31年1月)
陸揚げ岸壁の機能回復	平成31年3月末現在、被災した319漁港全てにおいて陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む)
約2万9千隻の漁船が被災	平成30年3月現在、18,651隻が復旧
産地市場の業務再開	平成30年2月現在、岩手県及び宮城県 の産地市場は、22施設全てが再開
漁場のがれき撤去	定置漁場の100%、養殖漁場の99%で がれき撤去完了

水揚げにおいて、岩手県や宮城県では、震災以前の水準にはまだ届かないものの、漁船や定置網などの生産手段の復旧に伴い、一歩ずつ回復を見せている。一方、原発事故の影響により操業自粛が続く福島県の水揚げは、回復が大きく遅れている。

漁港については、全ての漁港において、陸揚げ可能になっている。今後は、被災した全ての漁港施設の復旧完了を目指す。

漁船については、小型の漁船を中心に復旧が進んでおり、平成25年度末までに1万2千隻の復旧という当初の目標を既に前倒しで達成し、今後は福島第1原発の影響により復旧が遅れている福島県について、漁船の復旧を着実に推進していく。

養殖業については、岩手県や宮城県において、再開を希望する全ての養殖施設の復旧が完了した。今

後は、福島県において、避難指示区域が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、事業者の要望を踏まえて復旧を進める。産地市場については、被災した岩手県及び、宮城県の全ての市場が復旧した。また、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における水産加工施設については、約9割以上の施設が業務を再開しており、今後、復興交付金、復興水産加工業等販路回復促進事業などの各種事業による施設復旧、販路回復等への支援などにより復旧・復興をさらに進める。

3 原発事故による被害への対応

震災に伴い東京電力福島第一原発で発生した事故で大気中や海水中に拡散した放射性物質による水産物への影響は低下してきている。しかしながら、依然として水産業への深刻な影響が続いている。

水産庁では、食品衛生法で定められた放射性セシウムの基準値である100Bq/kgを超える水産物が市場に流通することのないよう、各地の主な港に水揚げされる水産物の放射性セシウム濃度を継続的に測定するモニタリング調査(以下「放射性物質モニタリング調査」という。)を実施しており、調査結果に応じ、漁業者の自主的な判断による出荷・操業の自粛、関係都道府県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請、もしくは、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)による出荷制限の指示が行われている。

水産物の放射性物質モニタリング調査では、平成31年3月末までの間に13万7,576検体の水産物(淡水魚を含む)の調査が行われ、そのうち13万4,563検体(97.8%)が基準値以下となっている。平成27年度以降は、国の基準値(100Bq/kg)を超える水産物は海面では平成31年1月に1検体から検出されたのみとなっている。なお基準値を超える検体の検出率は、事故からの時間の経過に伴い低下している。こうした水産物の放射性物質モニタリング調査の結果は、水産庁のWebサイト等において随時公表されている。

国、関係都道府県、関係団体の連携による基準値を超える放射性物質を含む水産物の市場への流通を防止する措置により、消費者の手元に届けられる水産物の安全性は確保されているが、我が国で生産された水産物を消費者が一層安心して購入することができるよう、また、無用な風評被害の防止を図るため、水産物の放射性物質モニタリング調査を引き続き実施するとともに、その結果を消費者に向けて分

かりやすい形で広報していく。

海外においては一部の国や地域において、日本から輸出される農林水産物・食品に対して規制を強化する動きがみられ、品目や産地によっては特定の国や地域への輸出が停止したものもある。これを受け、国では、各国政府等に対し、放射性物質に係る調査結果や安全確保のために我が国が採っている措置等を説明し、科学的な根拠に基づく輸入規制の撤廃・緩和について働きかけを行った結果、これまでに輸入規制の撤廃・緩和の動きがみられる。

また福島県漁業協同組合連合会は、福島県水産業の復興と漁業の再開を目指し、漁業関係者、水産加工・流通関係者、金融関係、学識経験者、福島県庁等で構成される「福島県地域漁業復興協議会」を立ち上げ、福島県水産物への信頼確保及び操業の再開に取り組んでいる。福島県の沿岸漁業と底びき網漁業は、震災後、操業を自粛しているが、放射性物質モニタリング調査において、放射性物質の値の低い種を対象として、平成24年6月、相馬双葉地区の底びき網漁船により試験操業・販売が開始され、平成25年10月には、いわき地区においても試験操業・販売が開始された。その後、試験操業・販売は、徐々に漁業種類・対象種・海域が拡大され、平成31年3月末には底びき網、沖合たこかご、船びき網、刺網、流し網、沿岸かご、潜水、貝桁網、はもかご漁業、どう漁業、釣り漁業、はえ縄、あおりの養殖及びあさり養殖の14漁業種、すべての魚介類(出荷制限魚種を除く)を対象に行われている。また、一部漁獲物について入札による出荷が再開されている。漁獲された水産物は安全性を確認した上で、福島県内のみならず、仙台、東京、名古屋等の中央市場にも出荷されている。

第2節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC対象魚種や資源管理指針の対象魚種等主要な水産資源50魚種84系群について、国立研究開発法人水産研究・教育機構を中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向やTAC設定の基礎となる生物学的許容漁獲量(ABC)等の資源評価結果について公表を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理体制の推進

我が国周辺水域の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、低位にとどまっている資源や、悪化している資源もみられるため、資源状況等に即した適切な資源管理の推進が重要である。

このような中、平成23年度から、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制を導入した。

この体制は、公的規制やこれまでの支援事業の下で策定・実施されてきた各種計画、各地で独自に取り組まれてきた様々な自主的資源管理措置を包括するものであり、沿岸から沖合・遠洋まで、全国の漁業を対象としている。さらに、平成27年度から、科学的指標である資源評価結果やCPUE(単位努力量当たり漁獲量)等を用いて、取組内容を評価・検証するPDCAサイクルの仕組みを導入し、取組内容の高度化を図ってきた。

国では、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進していくこととしており、平成31年3月末現在、全国で2,031件の資源管理計画が策定され、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されている。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号。以下「法律」という。)を制定し、平成9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、法律に基づく漁獲可能量(以下「TAC」という。)管理を開始した。平成10年からはするめいか、平成30年からはくろまぐろが新たに加わり、現在8魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量(以下「TAE」という。)制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、平成15年にはまがれい、平成16年にはいかなご、平成17年にはまこがれいを追加し、現在8魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAE管理に当たっては、法律に基づき「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策

定している。この基本計画は、資源の保存及び管理に関する基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、この基本計画に基づき、平成29年以降5年間程度の期間は、TAC 魚種ごとの中期的管理方針に沿ったTAC設定により、管理を行うこととしている。

また、設定されたTAC及びTAEについては、ネットワークシステム等による適切な管理を行っている。

(3) 新たな資源管理システムの構築

平成30年12月に改正漁業法が成立し、資源評価に基づき、管理の目標を定め、目標を達成する手法は数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入することとした。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能にしかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向があり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾患が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年5月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成30年1月末現在で28道府県で、369の計画が作成され知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は91%を占めている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本におけ

る漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

また、水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)において、近年、回帰率が低下しているさけについては、「着実に回帰率の回復に取り組み、漁獲量の安定化を図る。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、「生物多様性国家戦略2012―2020」(平成24年9月28日閣議決定)において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

平成30年度は、回帰効果を高めるための放流手法改良の取組に対する支援を行うとともに、稚魚放流の地域や時期等の違いによる生き残り状況等を調査し、回帰率の向上を図るための調査を行った。

また、「浜の活力再生プラン」を上位計画として位置付け、浜プラン策定地域における水産資源の増大のために必要な施設の整備や、「浜の活力再生広域プラン」に基づいた、競争力強化のために必要な施設の整備に対して支援を行った。

さらに、東日本大震災からの復興のために、被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧整備や放流事業に対して支援を行った。

表5 平成30年度機構が実施すべき人工ふ化放流計画(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚種	放流数(千尾)
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

表6 平成30年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地域	放流数(千尾)
さけ	北海道	913,700
	本州	720,817
からふとます	北海道	131,200
さくらます	北海道	1,492
	本州	6,610

表7 平成30年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算
(単位：千円)

さけ・ます資源回復推進事業	340,027
浜の活力再生交付金	6,700,065 の内数
うち、さけ・ます増殖施設の整備	
水産業競争力強化緊急施設整備事業	3,200,000 の内数
うち、さけ・ます種苗生産等施設の整備	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	1,208,303 の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
被災海域における種苗放流支援事業費	815,958 の内数

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性食用魚介類や観賞用水産物の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等の多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与しており、その役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、河川等内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等外来魚やカワウの生息域の拡大と食害問題など厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、平成26年度に策定(平成29年7月に一部変更)した内水面漁業の振興に関する法律に基づく基本方針に従い、各種の対策を講じているところである。

平成30年度においては、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査や追い払い・捕獲、外来魚駆除に対する支援、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する

支援を行った。

さらに、効率的・効果的な外来魚の駆除を推進するための抑制管理手法の開発、河川及び海域におけるウナギの分布等の調査、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証試験、内水面魚種の生息環境を改善する手法の検討、放流種苗が放流後も再生産に寄与するための放流用種苗の育成手法開発、効果的な放流手法の開発を行った。

また、国内のウナギ資源管理団体が実施する東アジア各国・地域との民間協議や、内水面漁業者が実施するウナギ生息環境改善につながる石倉増殖礁の設置に対する支援を行った。

また、浜の活力再生プランに基づいた資源増養殖に必要な施設の整備に対して支援を行った。

さらに、都道府県が行う内水面資源の調査等の取組に対して支援を行った。

表8 平成30年度内水面関連予算

(単位：千円)

健全な内水面生態系復元等推進事業費	253,286
鰻供給安定化事業費	147,042
ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業	309,829
浜の活力再生交付金	6,700,065 の内数
うち、	
内水面水産資源種苗生産施設等の整備	
内水面資源調査等	

6 漁場環境及び生態系の保全

- (1) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、広域モニタリング体制の確立、発生メカニズムの解明、予察技術や防御技術の開発、プランクトン同定研修会の開催、赤潮広域分布情報システムの高度化等を実施するとともに、栄養塩類等の水質環境が水産資源に及ぼす影響を解明するための研究を実施した。また、赤潮・貧酸素水塊の発生・動向を把握するための連続観測できる自動観測装置の技術開発及び、養殖ノリの色落ち被害軽減のための適切な栄養塩類供給手法の開発に對し助成を行った。
- (2) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構が実施する救済事業等(防除清掃事業、審査認定事業、油濁被害防止対策事業)に對し助成した。
- (3) 海洋保護区について、国内外の優良事例を選定

し、具体的な管理措置やその有効性・検証方法について情報収集及び分析を行った。

我が国水産業にとって重要なウナギやナマコ、サメ等について、その保護や利用についての国際的な議論の動向等を調査・分析し、それらが我が国の漁業活動へ与える影響等を評価した。

- (4) 大型クラゲ、トド等の有害生物による漁業被害の防止対策として、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、有害生物の生態把握調査、出現状況調査及び情報提供、駆除、陸上処理、トドの効果的な追い払い方法及びトドによる漁業被害を軽減するための強化刺し網の実証試験等を実施した。
- (5) 有明海のアサリ等の生産性向上に資する技術として、①高地盤覆砂域造成等による母貝生息適地の造成、②被覆網、基質入り網袋を用いた稚貝保護育成、③高密度に着生、集積したアサリの移植、④カキ礁造成のための方法及びカキ礁による貧酸素水塊の軽減効果の数値解析手法に係る開発を行った。
- (6) 海洋プラスチックごみ対策のため、漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみ削減方策の実証・検討及び普及を行う民間団体に対し助成を行った。また、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報等の調査を実施した。

7 資源管理・収入安定対策

漁業生産量の減少や漁業経営の悪化等、我が国水産業をめぐる状況が厳しい中で、国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要となっている。

このため、「資源管理・収入安定対策」として、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象として、漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う漁業収入安定対策事業を実施した。

8 コスト対策

漁業・養殖業は支出に占める燃料費・配合飼料費の割合が高く、燃油や配合飼料価格の変動が経営に大きな影響を与えることから、経営の体質強化を基本としつつも、これと併せて価格の上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、経営の安定と水産物の安定供給を図る上での課題となっている。

このため、漁業経営に大きな影響を与える燃油等

の価格高騰に備えた「コスト対策」として、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施するとともに、燃油については急騰対策の発動要件の緩和等を実施した。

第3節 増養殖対策

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度、瀬戸内海に国の栽培漁業センターが設置され、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発が実施されてきた。その後、国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターが整備された。

平成15年には、社団法人日本栽培漁業協会の廃止により、栽培漁業の技術開発は独立行政法人水産総合研究センターが、推進は社団法人全国豊かな海づくり推進協会が実施することとなった。平成18年度には、三位一体改革の方針に基づく税源移譲により、都道府県が自主的に栽培漁業を推進していくこととなった。

平成30年度は、複数県に跨がって移動するトラフグやヒラメ等の広域種について、資源管理と連携した集中的な種苗放流や「海域栽培漁業推進協議会」により策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画(広域プラン)」に基づいた県域を越えた適地放流による資源増大の効果実証に対し支援を行った。

また、東日本大震災からの復興に向けて、被災した種苗生産施設の復旧・整備や被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入等により必要な種苗を確保するための取組について支援を行った。

表9 平成30年度栽培漁業関連予算

(単位：千円)

浜の活力再生交付金	
うち、海面資源増殖施設の整備	6,700,065 の内数
栽培漁業総合推進事業	125,400
二枚貝資源緊急増殖対策事業	42,065
被災海域における種苗放流支援事業費	815,958

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、水産物に対する国民のニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の約3分の1を占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により飼餌料の価格が高騰する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の振興に貢献し続けるために、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対策を講じているところである。

平成30年度は、安全・安心で良質な養殖水産物を安定的に供給するため、低魚粉配合飼料の導入などにより実際の養殖規模でのコスト抑制技術の実証試験を行った。また、クロマグロ養殖のコスト削減と安定的に生産をするため、消化吸収特性等を網羅的に解析する技術を用いて、成長に必要な栄養成分等を特定することで、高機能、高効率の餌料作製の技術開発を行った。

このほか、需給のバランスが崩れやすく、価格の乱高下を招きやすいブリ類、マダイについて、生産数量ガイドラインを制定し、個々の養殖業者が自主的に需要に見合った生産を行うための目安となる生産目標数量を提示した。

第4節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

平成30年現在の我が国の漁業就業者は、15万2,082人となっており、この10年間で31%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の38%、60歳以上にあつては50%と高齢化が進行している。このような現状に対応するため、水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 漁業人材育成総合支援事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる、漁業への就業に向け漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の交付や就業情報の提供や就業相談会の開催、漁業現場での長期研修(最長3年間)等の漁業就業希望者の段階に応じたきめ細やかな取り組みを支援した。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者高齢福祉共済事業の推進等を支援した。

(3) 漁業労働安全確保総合支援事業

漁船海難等の未然防止を図るため、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる安全な漁業労働環境の向上に関する知識の普及等を図るための取組を支援した。

(4) 漁村女性活躍推進事業

漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性を中心となり、様々な活動を展開していくことが効果的である。

このため、全国漁業協同組合連合会が行う漁村女性の経営能力の向上や漁村女性を中心となって取り組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得するための講習会等及び取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催等を支援するとともに、漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が各地域で取り組む特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催及び直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動を支援した。

2 水産業改良普及事業

沿岸漁業における生産性の向上や漁家経営の改善等の課題解決、資源管理等国の重要施策の現場展開については、地域の特性に応じて実施することが重要である。一方で、水産業改良普及事業は国と道府県による協同事業として実施していることから、組織体制の整備強化や普及指導員の資質向上を図ることにより、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を行うことが緊要である。

このため、道府県に対し水産業改良普及事業の運営に要する基礎的経費を交付金として交付し、普及指導員が沿岸漁業者等と直に接して行う普及活動の推進、先進的な漁業者への相談・支援体制の整備、普及と研究・教育・行政の連携による普及事業の強

化等を支援した。

3 国立研究開発法人水産研究・教育機構

平成28年4月1日に旧国立研究開発法人水産総合研究センターと旧独立行政法人水産大学校が統合され、新たに国立研究開発法人水産研究・教育機構が発足した。

平成28年4月1日から第4期中長期計画が開始され、人材育成業務については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、水産に関連する分野を担う有為な人材を供給するための取組の強化に努めた。当該業務を含む同機構の業務実施に要する経費について30年度は運営費交付金171億2,036万円を交付した。

第5節 水産制度金融

1 概 況

平成29年度の漁業金融の状況をみると、平成30年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は10,216億円となり、前年同期に比べ2,681億円(2.6%)の増加となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが9,765億円、大規模漁業向けが452億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が6,147億円で最も大きく、一般金融機関が2,662億円、政府系金融機関が1,408億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関は1.6%の増加、一般金融機関は6.5%の増加、政府系金融機関は0.8%の増加となった。構成比をみると、系統金融機関60.2%、一般金融機関26.1%、政府系金融機関13.8%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

平成29年度における漁協貯金は、表10のとおり、平成30年3月末で7,778億円となり、前年同期に比べ158億円(2.0%)の減少となった。

(2) 貸 出 金

平成29年度における漁協貸出金は、表10のとおり、平成30年3月末で1,418億円となり、前年同期に比べ63億円(4.3%)の減少となった。漁協の貯貸

率については、前年同期に比べ0.5ポイント減少し、18.2%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の平成30年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計6,147億円となり、前年同期に比べ96億円(1.6%)の増加となった。

表10 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

(単位：億円、%)

	28/3月末	29/3月末	30/3月末
漁協貯金(A)	7,853	7,936	7,778
漁協貸出金(B)	1,457	1,481	1,418
漁協の貯貸率B/A	18.6	18.7	18.2

3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表11のとおり、平成31年3月末で2,674億円であり、前年に比べ12億円の増加となった。

表11 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

(単位：億円、%)

	30/3月末	31/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	2,118	2,109	-0.4
信託勘定	0	0	0
信用金庫	544	565	3.9
計	2,662	2,674	0.5

4 株式会社日本政策金融公庫資金 (旧：農林漁業金融公庫資金)

株式会社日本政策金融公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、平成28年度末で漁船資金が廃止となり、平成29年度からは、漁業経営改善支援資金、水産加工資金等8資金(農林漁業共通の資金を含む。)がある。

平成30年度の貸付決定額は表12のとおりで、平成31年3月末で335億円、前年同期に比べ98億円(41.3%)の増加となった。

表12 日本政策金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

資金名	29年度	30年度	30/29
漁業経営改善支援	11,037	19,647	178.0
中山間地域活性化	1,492	1,230	82.4
振興山村・過疎	300	-	-
漁業基盤整備	167	1,367	818.6
漁船	57	-	-
農林漁業施設	2,697	3,474	128.8
水産加工	6,940	6,776	97.6
漁業経営安定	-	-	-
農林漁業セーフティネット	1,018	1,012	99.4
計	23,708	33,505	141.3

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として昭和44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきた。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

平成30年度の融資実績は、平成31年3月末で402億円となっており、前年同期に比べ7億円の減少となった。用途別にみると、前年度に比べ漁船が14億円増加、養殖用施設が2億円増加、加工用施設が6億円減少、漁具等施設が12億円の減少、水産動植物の種苗購入・育成が20億円減少、共同利用施設が0.1億円の増加となった。

表13 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円、%)

	金額		構成比	
	29年度	30年度	29年度	30年度
都道府県承認分				
漁船(20t以上)	1,278	1,320	3.1	3.3
漁船(20t未満)	17,908	19,240	43.7	47.8
養殖用施設	831	2,381	2.0	5.9
加工用施設	3,740	3,175	9.1	7.9
漁具等施設	4,771	3,631	11.7	9.0
水産動植物の種苗の購入・育成	12,204	10,239	29.8	25.5
共同利用施設	215	226	0.5	0.6
計	40,947	40,213	100	100
国の直接利子補給分共同利用施設	-	-	-	-
合計	40,947	40,213	100	100

注：28年度の漁船(20t未満)及び共同利用施設の金額については、集計に誤りがあったため修正

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表14のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として昭和51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。(ただし、漁業者団体への直接助成分は除く。)

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため平成7年度に創設(平成23年度より、貸付対象者に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定を受けた漁業者を追加したが、平成28年度より対象から除外。)した漁業経営改善促進資金については、平成30年度に18億円の貸付極度額が設定されており、平成31年3月末で前年同期に比べ3億円(14.4%)減少した。

表14 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円)

資金名	29年度	30年度
漁業経営維持安定資金	(134)	(226)
(国の利子補給助成に係る貸付額)	0	0
国際規制関連経営安定資金	-	-
漁業経営再建資金	-	-
漁業経営改善促進資金(極度額)	2,079	1,779
漁業経営高度化促進支援資金	(0)	(0)

注：()は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する無利子資

金の貸付を行う都道府県に対し、国がその資金造成に必要な資金の一部を助成する制度として昭和 54 年に創設された。

表 15 沿岸漁業改善資金貸付状況

(単位：百万円)

	28 年度	29 年度	30 年度
経営等改善資金	407	391	336
生活改善資金	3	0	0
青年漁業者等養成確保資金	62	179	86
合計	472	570	422

補助金交付額	-	-	-
対象都道府県	39 県	39 県	39 県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

平成 30 年度の保証状況をみると、年度中の保証額は 789 億円で前年比 13.2% の増加となり、年度末保証残高は 2,056 億円で 0.3% の増加となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比 21.6 % 増、信漁連は 1.8% 増、漁協は 4.5% 減、銀行等は 12.9% の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比 7.8% 増、一般資金 7.6 % の減少となった。

なお、平成 30 年度中の代位弁済額は 14 億円で前年度比 28.2% の減少となり、この結果単年度事故率は 1.7%、累計事故率は 3.5% となった。

第 6 節 水産業協同組合

1 水産業協同組合の現況

平成 31 年 3 月末現在における水産業協同組合は、単位組合が 2,406 (沿海地区漁協 945、内水面漁協 808、業種別漁協 92、漁業生産組合 467、水産加工協 94)、連合会が 144 (漁連 106、信漁連 28、水産加工連 9、共水連 1)、うち全国段階連合会が 9 となっている。

2 漁協系統をめぐる状況

漁協の組織・事業規模は、農協と比べ総じて零細であり、漁協の合併も農協と比べ進捗が遅れている。

また、漁業においては、漁業者の高齢化・減少が進行するなど水産物の生産体制が脆弱化している。これに伴い、漁業者の取組をサポートする漁協についても、組合員の減少や漁獲物の取扱量の減少等により、経営環境は厳しい状況にある。

このような状況から、水産業の競争力強化を図るためには、漁協の広域合併等を促進させることによる経営・組織の基盤強化が必要となっている。

第 7 節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

平成 30 年(1 月～12 月)における我が国の漁業・養殖業の総生産量は 438 万 9 千 t (第 1 報)で、前年より 1.9% 増加した。

魚種別には、さば類、まいわし、ほたてがい、かつお等が増加し、かたくちいわし、するめいか、すけとうだら等が減少した。

平成 30 年の産地価格は、前年に比べ、ずわいがには 26%、さば類は 17%、まあじ、まぐろ(生)は 13 % 上昇した。

また、ほっけは 40%、さんまは 33%、かつお(冷)は 25%、まいわしは 14% 下降した。

平成 30 年の消費地価格(東京都中央卸売市場における主要魚種(生鮮))は、前年に比べ、かたくちいわしは 38%、こういかは 33%、たちうおは 19%、かんばちは 15% 上昇した。

また、ほっけは 25%、ますは 24%、さんまは 14 %、にしんは 13% 下降した。

2 水産物の流通対策

国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業のうち水産加工・流通構造改善促進事業

国産水産物の流通促進を図るべく、漁業・水産加工業者等が水産資源を有効に活用し、多様な消費者ニーズ等に対応するため、加工・流通事業者向けの個別指導やセミナー等の開催、加工機器整備等の支援を実施した。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工品の生産量(以下使用する数値は、陸上加工のみ)は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成30年の水産加工品生産量(生鮮冷凍水産物を除く。)は160万775t、生鮮冷凍水産物の生産量は140万1,387tで、前年に比べそれぞれ2%増加し、2%増加した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は51万64tで、前年に比べ1%(4,948t)増加した。このうち、かまぼこ類は44万9,902tで、前年に比べ1%(5,786t)増加し、魚肉ハム・ソーセージ類は6万163tで、前年に比べ1%(837t)減少した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は26万8,718tで、前年に比べ2%(5,408t)減少した。このうち、水産物調理食品は12万194tで、魚介類(切り身、むきえび等の加工品)は12万8,249t、前年に比べそれぞれ5%(6,350t)減少し、1%(942t)増加した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は20万6,987tで、前年に比べ0.6%(1,176t)減少した。このうち、素干し品は7,069t、塩干品は13万9,568tで、前年に比べそれぞれ18%(1,575t)減少し、6%(8,551t)減少した。煮干し品は5万9,174tで、前年に比べ18%(8,950t)増加減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は18万1,644tで、前年に比べ9%(1万5,304t)増加した。このうち、塩蔵さばは3万8,608t、塩蔵さけ・ますは9万1,382tで、前年に比べそれぞれ2%(708t)増加し、9%(7,569t)増加した。

オ くん製品

くん製品の生産量は6,842tで、前年に比べ8%(507t)増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は7万9,609tで、前年に比べ2%(1,452t)減少した。このうち、節類は5万2,166t、けずり節は2万7,444tで、前年に比べそれぞれ0.1%(29t)増加し、5%(1,480t)減少した。

キ その他の食用加工品

その他の食用加工品の生産量は34万6,910tで、前年に比べ2%(7,356t)減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は140万1,387tで、前年に比べ3%(3万5,221t)増加した。このうち、冷凍いわし類は34万6,646t、冷凍さば類は45万9,468t、冷凍さんまは7万8,245tで、前年に比べそれぞれ12%(4万6,763t)減少し、8%(3万3,892t)増加し、16%(1万0,854t)増加した。冷凍いか類は2万4,472t、冷凍さけ・ます類は7万7,941tで、前年に比べそれぞれ2%(556t)減少、23%(1万4,332t)増加した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 水産物の輸出に当たっては、輸出先国が求める衛生管理基準等を満たす必要があることから、水産加工業者が行う米国やEUのHACCP基準を満たす水産加工施設への改修等について平成30年度補正予算により支援を行った。

イ 水産加工業者等を対象に民間団体が実施するHACCP手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行った。

ウ 平成26年10月より、水産庁でも水産加工施設等の対EU・HACCP認定業務を開始し、平成31年3月末までに23施設を認定した。

4 水産物の消費対策

国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業のうち魚食普及促進事業

水産物の特性や魚食文化に関する消費者等の理解を深めるとともに、水産物消費拡大に資するため、国産水産物の展示・発表会や魚食普及セミナー等の開催を支援した。

5 水産物の需給安定対策

(1) 国産水産物流通推進・消費拡大総合対策事業のうち特定水産物供給平準化事業

水産物価格の著しい変動を緩和しつつ、水産資源の有効活用と国産加工原料の安定供給を図るため、漁業者団体等が水揚げ集中による価格低落時に漁業者から水産物を買取り、一定期間保管した後、漁期外に水産加工業者等へ販売する取組を支援した。

(2) 水産物流通調査事業

水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図るため、水産物の流通(需給・価格等の動向)に関する情報を収集し水産関係者等に広く情報発信するとともに、漁業生産資材に関する調査・分析を実施した。

6 水産エコラベルの推進

水産資源の持続的利用への国際的な関心の高まりに対応し、水産物輸出の増加を図るため、我が国の水産物が資源管理と環境に配慮した漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの普及を推進した。

また、小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用する我が国水産業の実態等を踏まえた、日本発の水産エコラベルについて、官民連携で国際的な信頼性の向上に取り組むとともに、認証取得の促進及び認知度向上に向けた取組等について支援を行った。

7 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

平成30年の水産物総輸出額は、前年比で10.2%増加し、3,030億9,462万円であった(表16)。

総輸出額に占める割合を輸出先別にみると、香港(29.4%)が最も大きく、次いで中国(15.9%)、米国(10.9%)、タイ(7.7%)、ベトナム(6.0%)であった。

表16 平成30年水産物輸出実績(輸出額上位5品目)

(順位)品目名	t	百万円 (千ドル)
総計	749,791	303,095 (2,747,391)
(1) ほたてがいがい (活・生・冷・凍・塩・干)	84,443	47,675 (433,250)
(2) 真珠 (真珠及び真珠製品)	45	37,325 (337,615)
(3) さば (生・冷・凍)	249,517	26,690 (244,411)
(4) ぶり類 (生・冷・凍)	9,000	15,765 (143,175)
(5) まぐろ・きじき類 (生・冷・凍)	22,101	12,374 (112,049)

イ 輸入

平成30年の水産物総輸入額は、前年比で0.9%増加し、1兆7,909億7,374万円であった(表17)。

輸入額が増加した主な品目は、前年比で70.1%増加した「うなぎ(活)」で、減少した主な品目は、前年比で12%減少した「えび(活・生・冷・凍)」であった。

表17 平成30年水産物輸入実績(輸入額上位5品目)

(順位)品目名	t	百万円 (千ドル)
総計	2,383,690	1,790,974 (16,202,062)
(1) さけ・ます類 (生・冷・凍)	235,131	225,671 (2,042,132)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	200,085	220,307 (1,835,376)
(3) えび (活・生・冷・凍)	158,488	194,108 (1,753,690)
(4) えび調整品	64,384	75,996 (687,238)
(5) いか (活・生・冷・凍)	102,528	70,052 (633,779)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国は、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として、輸入割当(IQ: Import Quota)制度を実施しており、その対象品目は次のとおりである。

- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。
- ・煮干し。
- ・冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。
- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く)。
- ・食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

8 水産物の流通加工関連予算

「2 水産物の流通対策」から「5 水産物の需給安定対策」に関連する平成30年度補助金等は表18のとおり。

表18 平成30年度補助金等

	(単位: 千円)
水産物流通調査事業	76,885
国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業	706,163
水産物輸出倍増環境整備対策事業	188,497
HACCP対応のための施設改修等支援事業	800,000
水産物輸出拡大連携推進事業	199,663
復興水産加工業等販路回復促進事業	1,253,948

第8節 漁業保険制度

1 漁船損害等補償制度

(1) 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生による損害を補填することを目的とした制度であり、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険(普通損害保険及び満期保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険から構成される。

これらの保険の元受は日本漁船保険組合が行い、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険の一部について国が再保険を行っている。

(2) 漁船保険等事業

ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補する普通損害保険と、これとともに保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ア) 漁船保険の加入状況

平成30年度において漁船保険に加入した漁船は、16万1,759隻、75万272tである。このうち普通損害保険の加入隻数は16万1,009隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)750隻である。加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,025隻減となっており、20t未満階層(無動力船含む。)では2,991隻(1.8%)減少し、20t以上階層では34隻(3.0%)減少している。t数階層別に漁船保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満が85.6%を占めており以下5～19tは13.6%、20～49tは0.1%、50～99tは0.2%、100～999tは0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に、平成30年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、70.5%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5t未満は69.5%、5～19tは92.4%、20～49tは98.3%、50～99tは93.5%、100～999tは89.0%となっており、無動力漁船は5.0%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満97.0%、5～19tは95.9%、20～49tは98.4%、50～99tは96.8%、100～999tは92.5%、動力漁船総数では95.4%、無動力漁船では97.5%を示して

おり、これらの保険金額は1兆381億円であって、前年度に比べて30億円の増を示している。

(イ) 保険事故

平成30年度において保険金を支払った漁船保険事故は32,644件、支払保険金は122億4,994万円であり、前年比0.4%の減となった。

(ウ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、漁船保険においては、漁船とともに全損した場合に限り填補することとなっている。

平成30年度において、漁具特約の引受件数は271件で、保険金額は17億9,620万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(エ) 特定特約の引受及び事故

漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。平成30年度の特定特約の引受件数22,315件で、保険金額は2,293億4,307万円であった。なお、保険金を支払ったものはなかった。

イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、当該漁船の運航に伴って生じた費用で、自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する基本損害、当該漁船の利用者の死亡等につき、自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害等を填補する乗客損害、並びに当該漁船の乗組員の死亡等につき、労働協約等に基づき一定の金額を支払うことによる損害を填補する人命損害がある。

平成30年度の保険契約隻数は、基本損害160,558隻、乗客損害15,832隻、人命損害14,676隻で、保険金額はそれぞれ93兆4,746億4,000万円、5兆6,749億6,000万円、505億5,550万円であり、純保険料はそれぞれ20億5,942万円、2億6,326万円、5,441万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,027件22億1,471万円、乗客損害43件8,728万円、人命損害6件1,888万円であった。

(ア) 特定特約の引受及び事故

漁船の運航に伴って、戦乱等により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害の填補、乗組員が拘留された場合の拘留期間中の給与支払いに必要な費用を支払うものである。

平成30年度の契約隻数は、基本損害22,262隻、乗客損害2,400隻、人命損害2,614隻で、保険金額はそれぞれ15兆9,614億6,000万円、9,153億3,000万円、95億7,050万円であり、純保険料はそれぞれ612万円、52万円、13万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、当該漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って乗組船主死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

平成30年度の保険契約隻数は29,167隻で、保険金額は582億2,150万円であり、純保険料は5,532万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、14件2,925万円であった。

(ア) 特定特約の引受及び事故

漁船の運航に伴って、戦乱等により乗組船主に死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

平成30年度の契約隻数は5,981隻で、保険金額は156億2,200万円であり、純保険料は17万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

平成30年度の保険契約隻数は489隻で、保険金額は535億5,137万円であり、純保険料は1億739万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、8件1億9,429万円であった。

(ア) 特定特約の引受及び事故

漁船に積載した漁獲物等につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

平成30年度の契約隻数は253隻で、保険金額は137億484万円であり、純保険料は101万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、2件931万円であった。

オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた

損害を填補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運航に伴い当該船舶の所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害を填補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

平成30年度の保険契約隻数は、転載積荷保険25隻、プレジャーボート責任保険18,156隻で、保険金額はそれぞれ20億1,048万円、5兆5,472億9,100万円であり、純保険料額はそれぞれ444万円、1億5,137万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険231件5,174万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(ア) 特定特約の引受及び事故

転載積荷保険のみ特定特約を付すことができる。漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、戦乱等による滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

平成30年度の契約隻数は0隻であった。

(3) 財 政 措 置

国の財政措置として、漁船損害等補償法に基づき、漁船保険に加入する漁船所有者等が支払う保険料の一部の国庫負担等を行っている。平成30年度における保険料国庫負担額は72億9,395万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について4億5,682万円の助成を行った。

2 漁業災害補償制度

(1) 概 況

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体(漁業共済組合及び同連合会)が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補填するために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます

す重要となっている。

このような中で、平成30年度の加入状況は、加入件数57,223件、共済金額6,772億626万円、純共済掛金250億3,168万円であった。この加入実績は、共済金額の前年度実績6,396億3,027万円に対し5.9%増(376億円増)となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比6.1%増(209億円増)、養殖共済が前年度比3.9%増(70億円増)、特定養殖共済が前年度比9.2%増(93億円増)、漁業施設共済は前年度比1.9%増(3億円増)となっている。

なお、平成28年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数8,640件、支払共済金148億1,516万円であり、また、平成29年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数7,844件、支払共済金202億5,985万円であった。

(2) 漁業共済事業

ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

平成30年度の契約件数は、14,428件と前年度の14,411件に比べ増加し、共済金額では、3,618億801万円と前年度3,408億9,897万円に比べ6.1%の増加となった。

なお、平成28年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数5,758件、支払共済金114億4,781万円であり、また、平成29年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数4,647件、支払共済金143億4,669万円であった。

イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

平成30年度の契約件数は、5,469件と前年度の5,515件に比べ減少し、共済金額では、1,872億4,237万円と前年度1,801億9,254万円に比べ3.9%の増加となった。

なお、平成28年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数1,110件、支払共済金18億3,292万円であり、また、平成29年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数1,012件、支払共済金30億9,608万円であった。

ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額(過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

平成30年度の契約件数は、8,434件と前年度の8,574件に比べ減少し、共済金額では、1,100億870万円と前年度1,007億2,922万円に比べ9.2%の増加となった。

なお、平成28年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数1,021件、支払共済金11億9,257万円であり、また、平成29年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数1,596件、支払共済金22億9,572万円であった。

エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

平成30年度の加入件数は、28,892件と前年度29,039件に比べ減少し、共済金額では、181億4,719万円と前年度178億954万円に比べ1.9%の増加となった。

なお、平成28年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数751件、支払共済金3億4,186万円であり、また、平成29年度契約分に係る支払状況は、平成31年3月末現在で支払件数589件、支払共済金5億2,136万円であった。

(3) 財政措置

国の財政措置として、漁業災害補償法に基づき、漁業共済に加入する中小漁業者が支払う共済掛金の一部の国庫補助等を行っている。

平成30年度における共済掛金国庫補助額は89億9,583万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について3億6,006万円の助成を行った。

第9節 漁船漁業

1 底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分(一部128度)以东の

太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は40以上に細分化されており、操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限の下に、主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：平成31年1月1日現在で334隻であった。

船型：4つのトン数階層区分に分かれるが、新トン40t未満階層が125隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、オッタートロール及び2そうびきであり、オッタートロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～山口で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：平成30年は21万tで前年に比べ約3千t増加した。魚種別にはすけとうだら8万4千t、まだら2万5千t、するめいか9千tとなっている。

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が低い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の平成31年1月1日現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。平成30年の漁獲量は38万3千tで前年に比べ約6万5千t増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類、貝類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち30万4千tは、北海道のほたてがいである。

遠洋底びき網漁業の平成31年1月1日現在の許認可隻数は7隻となっている。各水域における操業の概況は以下のとおりであった。

(1) 北西大西洋水域 (NAFO 水域)

カラスガレイ、アカウオ等を対象として1隻が操業。平成21年以降、日本漁船の操業がない状況が続いていたが、平成28年より操業を再開した。

(2) 天皇海山水域

キンメダイ、クサカリツボダイを対象として4隻が操業。

(3) インド洋

キンメダイを対象として2隻が操業。

2 まき網漁業

総トン数40t(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋埼灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島埼灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあつては、総トン数15t)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の平成31年1月1日現在の許認可隻数は、127隻であった。また5t以上40t未満(北部太平洋海域においては15t未満)の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、平成31年1月1日現在で496隻となっている。平成30年におけるまき網漁業の漁獲量は約136万t(うち大中型まき網漁業約94万t)で、前年より約9万t減少した。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業(10t以上120t未満)及び遠洋かつお・まぐろ漁業(120t以上)に分けられる。

これらの許認可船の隻数は、平成31年3月31日現在総数538隻となっている。

主漁場は、公海及び外国のEEZであるが、資源の悪化による地域漁業管理機関における漁獲枠削減や入漁協定において沿岸国の入漁条件が厳しくなっていることなどにより漁場の確保が厳しくなってきた。

表19 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(平成31年3月31日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	237 隻
近海かつお・まぐろ漁業	301 隻
合 計	538 隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(平成30年、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	108 千 t (116 千 t)
かつお一本釣り漁業	84 千 t (76 千 t)
合 計	192 千 t (192 千 t)

4 さけ・ます漁業

平成30年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第34回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内においては、2,050 tの漁獲割当量となり、ロシア200海里内においては、調査船1隻を用いた曳き船による試験的な操業が行われた。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっていたが、平成27年6月に流し網漁を禁止するロシア連邦法が成立したため、平成28年1月以降ロシア水域における我が国さけ・ます流し網漁業が行い得なくなった。

イ 日本海海域

日本200海里内においては、採算性の面から出漁を見合わせた。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

日本200海里内においては、2,050 tの漁獲割当量となり、47隻が4月10日から7月5日まで操業し、漁獲実績は813.246 tであった。ロシア200海里内においては、平成27年6月に流し網を禁止する連邦法が成立したため、平成28年1月以降ロシア水域における我が国さけ・ます流し網操業が行い得なくなった。

5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10 t以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10 t未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、索餌のための北上群及び産卵のための南下魚群が形成される8月1日から12月31日までと限定されていたが、近年、海洋環境の変化により漁場が沖合域で8月より早期に形成されるようになったため、操業期間の制限を見直し、周年操業を可能とした。、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は海況の影響などによって年毎に変わるが、大体、漁期初めの8月～9月は千島列島沖、8月～10月は道東沖、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下、これに応じて主要水揚港も道東～三陸～房総等と推移する。

平成31年3月末現在の北太平洋さんま漁業の許

認可隻数は182隻である。本漁業の平成30年の漁獲量は119,930 tであった。

6 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10 t以上船により行われる漁業(小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。)については、特定大臣許可漁業となっており、同漁業による採捕のみならず、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの禁漁期間、体長制限等が省令に規定されている。平成30年度の許可隻数は、かご漁船15隻であった。平成30年のずわいがにの全国漁獲量は約4千2百tで前年に比べ約2百t増加した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30 t以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年4月に「中型いかつり漁業」(我が国近海が主漁場)と「大型いかつり漁業」(海外が主漁場)を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年8月の許可等の一斉更新に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30 t未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする5 t以上30 t未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている(小型するめいか釣り漁業)。

我が国近海で操業するいか釣り漁業(指定漁業)については、船団別に、日本海・太平洋を主漁場として、5月頃から1月頃にかけてスルメイカを漁獲する漁船、6月頃から10月頃に東シナ海でヤリイカを漁獲する漁船、1月頃から3月頃に太平洋側のアカイカを漁獲する漁船、5月頃から7月頃に北太平洋(東経170度以東)のアカイカを漁獲する漁船に大別できる。

平成31年3月末現在のいか釣り漁業の許認可隻数は88隻(うち旧大型いかつり漁業が8隻、旧中型いかつり漁業が80隻)であり、小型するめいか釣り漁業の届出隻数は2,336隻である。平成30年の近海いか釣り漁業の漁獲量は14,600 t、沿岸いか釣り漁業の漁獲量は27,200 tであった。

8 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年8月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成4年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけて日本の排他的経済水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10t以上の漁船で大臣届出制となっていたが、平成30年1月1日より特定大臣許可漁業となっている。一方で各道県沖については、知事許可が必要となっている。本漁業の平成30年の漁獲量は約4,000tであった。

9 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、商業捕鯨の一時停止し、遅くとも1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)を行いゼロ以外の捕獲枠を設定につき検討すること(いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として商業捕鯨モラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年に一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来検討されていた鯨資源の改訂管理方式(RMP)がIWC科学委員会により1992年に完成され、南極海ミンククジラ資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度(RMS)の完成が商業捕鯨再開(商業捕鯨モラトリアムの撤廃)の前提との決議案が採択され、以降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れた。さらに、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、商業捕鯨モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年2月、ケンブリッジ(英国)においてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応によ

り、RMSの完成が不可能であることが明確になったことから、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSの完成に向けたプロセスは実質上停止することとなった。

現在に至るまで、1990年までに行われるはずだった商業捕鯨モラトリアムの見直しは行われていない。

(3) 商業捕鯨の再開

これまでのIWCでの議論を踏まえ、我が国は2018年のIWC総会に機能不全にあるIWCの正常化求め、鯨類資源の持続的利用と反捕鯨という異なる考え方を有する二つのグループが共存を目指すIWC改革案を提案した。しかし、この提案が否決される一方、ブラジルが提案した商業捕鯨モラトリアムを堅持しIWCは鯨の保護に向けて進化したとする「フロリアノポリス宣言」が過半数で採択された。IWCにおける根本的に立場の異なる二つのグループの共存が完全に不可能となった状況を受け、慎重な検討を経て、我が国は科学的根拠に基づく鯨の持続的利用を追求することを決断した。2018年12月26日、国際捕鯨取締条約(ICRW)から脱退し、2019年7月から商業捕鯨を再開することを決定し、同決定を内閣官房長官談話を通じて公表した(https://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/98_abe/20181226danwa.html)。2019年の商業捕鯨は、①我が国の領海及び排他的経済水域で、②十分な資源の存在が確認されているミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラを対象に、③資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式(RMP)に沿って算出される捕獲枠の範囲内で、沖合の母船式捕鯨業(日新丸船団)と沿岸の小型捕鯨業によって行われる予定である。

(4) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施してきた。

南極海においては、1987年度から2004年度まで18年間、クロミンククジラの生物学的情報の収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査(JARPA)を実施し、さらに、2005年度からは、JARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すことを主目的とした第2期南極海鯨類捕獲調査(JARPAⅡ)を実施した。

2010年に豪州は、JARPAⅡが国際捕鯨取締条約(ICRW)に違反しているとして、調査の中止を求めて国際司法裁判所(ICJ)に提訴した。2014年3月31日に出されたICJ判決(①JARPAⅡは概ね科学調査と特

徴付けられるが、調査の計画及び実施が調査目的を達成するために合理的なものと立証されておらず、ICRWの規定の範囲には収まらない。②ICRWに基づいて締約国が捕獲調査を実施する権利を否定しておらず、また、条約の目的の一つが鯨類資源の持続可能な利用であることを再確認するとともに、日本が将来的に条約の下で許可証の発給を検討する際は、判決に含まれる理由付け及び結論を考慮することが期待される。)を踏まえ、我が国は、南極海における新調査計画「新南極海鯨類科学調査計画案(NEWREP-A)」及び北西太平洋における新調査計画「新北西太平洋科学調査計画(NEWREP-NP)」を策定した。

NEWREP-Aに基づく調査は、2015年度から2018年度まで実施され、毎年度の調査で、計画どおり333頭のクロミンククジラを捕獲するとともに、非致命的調査を実施している。

NEWREP-NPに基づく調査は、2017年6月から実施され、イワシクジラ(目標捕獲頭数134頭)とミンククジラ(目標捕獲頭数170頭)を捕獲するとともに、非致命的調査を実施している。

2019年6月末のICRW脱退及び同年7月1日からの商業捕鯨の再開にともない、NEWREP-Aは2018年度(2019年3月末)で、NEWREP-NPは2019年6月末を持って終了の予定である。

(5) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象に操業を行っていた。しかし、1988年に日本でも発効した商業捕鯨モラトリウムは資源状態にかかわらずIWC規制対象種すべての商業目的での捕獲を一時停止する措置であったため、同年以降は沿岸小型捕鯨においてもミンククジラが捕獲できない状態が続いており、現在、ツチクジラをはじめとするIWC規制対象外の鯨種のみ捕獲している。ただし、我が国が2018年12月26日にICRWからの脱退を通告し、2019年6月30日にその効力が発生することから、同年7月1日から、ミンククジラを捕獲対象鯨種に追加する予定である。

(6) 鯨類捕獲調査に対する反捕鯨NGOの妨害活動

南極海における鯨類科学調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード(SS)といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきている。特にSSは、給油作業中の調査船への体当たり、スクリューを狙ったロープやワイヤーの海中への投入など、調査船の安全や乗組員の生命を脅かす許しがたい妨害行為を繰り返し行っており、このため、関係省庁が連携し、水産庁

監視船の派遣やSS船舶の旗国・寄港国等に対し、働きかけを行うなど、安全対策を強化してきた。

なお、2014年度の南極海における鯨類調査(捕獲を伴わない)及び2015年度のNEWREP-Aに基づく調査への妨害行為はなかった。2016年度においては、調査船がSSの船舶等と遭遇することがあったものの、水産庁監視船を派遣するなど安全対策に万全を期したことにより、調査船や乗組員の安全を脅かすような妨害行為はなかった。2017年度及び2018年度においては、引き続き安全対策に万全を期したことにより、SS船舶等に遭遇することなく調査を実施できた。

10 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和のとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成31年3月31日時点において12,799業者、登録された遊漁船の隻数は、15,436隻であった。

また、遊漁船業での事故分析を行うとともに遊漁船業者等に対する安全講習会の開催、各種イベント等に遊漁船指導員を派遣し、現場で遊漁の安全指導等を行う遊漁安全対策推進事業を実施した。

第10節 わが国における漁業取締り

1 外国漁船の取締り

我が国水域では、日ソ地沖合漁業協定(昭和59年12月発効)、新日韓漁業協定(平成11年1月発効)及び新日中漁業協定(平成12年6月発効)に基づき、我が国が許可を発行することにより、外国漁船が操業を行っている。また、平成25年4月には日台民間漁業取決めが署名され、同取決めの下で定められる操業ルール等に従い、台湾漁船も操業している。水産庁では、これらの外国漁船による違反操業の防止・取締りのために立入検査等を実施するとともに、違

反及び無許可外国漁船の拿捕、違法設置漁具の押収等を実施している。特に、外国漁船による違反が頻発している九州・沖縄・山陰周辺等の海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した漁船に対しては、司法処分が科されるとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成30年における拿捕件数は6件(韓国5件、ロシア1件)であった。なお、相互入漁のための漁業交渉が妥結しなかったことから、韓国漁船は平成28年7月より、中国漁船は同29年6月より我が国水域で操業しておらず、立入検査の件数が減少している(平成27年111件→平成30年14件)。

また、平成30年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約4km、簗漁具が2,040個に達した。

2 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分等の行政処分を実施しており、平成30年における検挙件数は4隻(小型機船底びき網漁業2隻、日本海べにずわいがに漁業等2隻)であった。

3 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業取締りのため、漁業取締船(官船7隻、用船37隻)、漁業取締航空機(チャーター機4機)を配備している。

近年、中国漁船は、東シナ海では、以前からの底びき網漁法に加え、新型のまき網漁法の操業を活発化しており、道東・三陸沖でも、平成27年から大型の新型まき網漁船による操業を急増している。平成30年には、道東・三陸沖において71隻の中国漁船を視認しており、このうち北太平洋漁業委員会(NPFC)への未登録が疑われるものが1隻存在した。このような情報はNPFCにも通報しており、国際的な資源管理にも活用されている。

また、近年、日本海の大和堆周辺及び以北の水域では、北朝鮮等外国漁船の違法操業が活発化しており、水産庁漁業取締船は、我が国漁業者の安全操業

の確保のため、海上保安庁とも連携し、放水等の厳しい措置により我が国水域より排除している。

このように、外国漁船の我が国周辺水域での操業は年々増加するとともに悪質化してきており、これらに対し、限られた勢力の中でどのように対応していくかが、漁業取締りの重要な課題となっている。このため水産庁では、平成30年1月に、一元的な指揮命令系統の下でより一層の効率的かつ効果的な漁業取締りを行うため、水産庁長官を本部長とする漁業取締本部を設置する等、取締体制の強化を図っている。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論

(1) 海洋法に関する国際連合条約

200海里漁業専管水域、さらには200海里経済水域の設定は1970年代末から実質的な適用が各国によって始められていたが、「海洋法に関する国際連合条約」(UNCLOS)が1994年11月16日に批准国数を満たして発効したため、我が国は1996年7月20日に同条約を受諾すると共に、国内法を整備することとなった。

(2) 公海漁業をめぐる動き

実質的な200海里体制に伴って、1980年代には国連における漁業の議論は公海を中心とするものに移行した。1980年代末に南太平洋から始まった公海流し網漁業規制の動きはその後加速し、1991年の国連総会では、公海大規模流し網漁業の停止を勧告する国連決議が採択された。また、1992年には国連地球(環境)サミットの結果を受けて設置された持続可能な開発委員会(CSD)においては、公海における海洋保護区の設置や小規模島嶼国の持続可能な開発に関する議論が行われて、以降の公海漁業に関する議論に影響を及ぼすこととなった。

2000年代に入り、国連は、環境保護団体等の強力な圧力を受けて、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えているとし、2006年の総会において、地域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じることを求める決議を採択した。この決議は既存の地域漁業管理機関に大きな影響を与えたほか、底魚資源に関する地域漁業管理機関が設置されていない北太平洋、インド洋等において、新たな地域漁業管理機関の設

置が急務となった。

我が国は、特に北太平洋公海での新たな地域管理機関の設置に中心的な役割を果たし、2015 年 7 月には北太平洋漁業委員会 (NPFC) が設置された。

(3) FAO 水産委員会等における議論

漁業資源に関する権利と義務が UNCLOS によって概ね確定したことを受けて、国連食糧農業機関 (FAO) は、途上国、沿岸国の漁業管理責任にも着目し、1995 年には「責任ある漁業のための行動規範」を採択している。その後、はえ縄漁業による海鳥の混獲管理やサメ類の保存管理等の国際行動計画、IUU 漁業対策に係る国際行動計画等を策定し、行動規範の履行を推進している。これらの行動計画の実施状況等については、定期的に FAO 水産委員会においてレビューされている。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業委員会第 35 回会議

2019 年の日ロ双方の漁船の相手国 200 海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第 35 回会議が、2018 年 12 月 3 日から 12 月 7 日まで東京において開催され、その結果、継続協議となり 2019 年 4 月 1 日から 4 月 5 日までモスクワで開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第 35 回会議は、日本側からは神谷水産庁資源管理部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議は、厳しいものとなったが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次の内容で妥結した。

(妥結の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

- a 漁獲割当量は 77,500 t (前年 65,000 t)。
- b 日本側(民間団体)からロシア側に対し 7 億 871.5 万円の範囲内で協力事業を実施。

(イ) 有償操業

- a 漁獲割当量は 1,062.2 t (前年同)。
- b 日本側(民間団体)はロシア側に 4,112.2 万円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて 614 隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

- (ア) 漁獲割当量は 77,500 t (前年 65,000 t)。

- (イ) 許可隻数枠は 89 隻(前年同)。

(2) 日ロ漁業合同委員会第 34 回会議

日ロ漁業合同委員会第 34 回会議が 2018 年 4 月 2 日から 4 月 6 日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類(さけ・ます)の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、漁業の分野における両国政府間の科学技術協力等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第 33 回会議は、日本側からは保科水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。本協議においては、日本側から海洋環境の影響により漁獲が不安定かつ低調な状態が続いていることから、協力費の引き下げを主張したが、ロシア側は、資源量は高水準にあり、漁獲が十分に見込まれることから協力費の引き上げを主張した。この結果、最終的に次の内容で妥結した。

ア 2018 年に日本漁船が日本 200 海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量は 2,050 t (前年同)。

イ 日本 200 海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側(民間団体)はロシア側に対して 2 億 6,484 万円～3 億 12 万円(前年 2 億 6,479 万円～3 億 25 万円、具体的な額は漁獲実績に応じて決定。)に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。

このほかの議題である、漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については、今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2018 年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

(3) ロシア連邦の 200 海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの 2018 年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は 2018 年 4 月 4 日から 6 日まで東京において開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の 200 海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側からは保科水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議では、2016 年 1 月からロシア水域において流し網漁業が禁止されたことから、漁船を用いた曳

き網による試験的な操業を行うための漁獲割当量及び入漁料に関する交渉を行った結果、次のとおりの内容で妥結した。

(妥結の内容)

漁獲割当量は 95 t (前年は 62 t)。

操業隻数は 1 隻 (前年同)。

(4) 日韓漁業協定

1998 年 9 月 25 日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11 月 28 日に鹿児島で署名が、12 月 11 日に我が国国会で、翌年 1 月 6 日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の EEZ における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため 1999 年 1 月 22 日、協定は発効したものの、双方の EEZ での相手国漁船の操業は行えない状況が続いた。2 月 5 日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2 月 22 日から相手国水域での相互操業が行われた。その後、毎年、自国 EEZ に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われている。

2015 年漁期 (2015 年 1 月 20 日～2016 年 6 月 30 日) 以降の相互入漁条件等については、2016 年 5 月以降協議を行っており、同年 7 月からは相互入漁を一時中断した上で協議を継続しているが合意に至っていない。

(5) 日中漁業協定

日中間においては、2000 年 2 月に北京で開催された大臣級協議により、UNCLOS の趣旨に即した新たな協定を、2000 年 6 月 1 日に発効することで意見が一致した。それに伴い、2000 年 4 月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために 3 回の部長・副局長協議を開催し、2000 年 5 月 18 日に 2000 年漁期の操業条件について合意し、2000 年 6 月 1 日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、EEZ に入漁する相手国漁船の操業条件等について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置等を決定している。

本枠組みの下、協定発効以来毎年、2018 年に至るまで、我が国 EEZ への中国漁船の入漁条件や、暫定

措置水域の資源管理措置等について協議を行っており、2016 年の共同委員会では、2016 年漁期の操業条件のほか、東シナ海の資源の保護の促進のため、暫定措置水域における中国まき網漁業の漁獲量上限の努力目標値の新設し、また、中国の無許可漁船の根絶対策の促進や中国の虎網漁船等の管理強化 (隻数の凍結及び今後の削減等) などについて引き続き、両国で連携・協力して取り組むこと等を日中両国政府に勧告することを決定している。

(6) 日台民間漁業取決め

日台間においては、2013 年 4 月に、我が国の公益財団法人交流協会と台湾の亜東関係協会との間でいわゆる日台民間漁業取決めが締結された。

この取決めは、日台双方が友好と互惠協力の精神で協議を積み重ねた結果、東シナ海における平和及び安定の維持、友好及び互惠協力の推進、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を目的として、日台双方の民間窓口機関の間での署名に至ったものである。

この取決めが適用される水域は、東シナ海の北緯 27 度以南の一定の EEZ であり、クロマグロ等の好漁場となっている。この水域で操業方法が異なる日台の漁船がトラブルなく操業するためには一定の操業ルールが必要であることから、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、2014 年 1 月の第 3 回会合において日台双方の漁船が遵守すべき操業ルールが決定された。さらにその後の協議において、特別協力水域のうち北緯 26 度以南において台湾はえ縄漁船が可能な限り投縄しない水域を設けることや取決め適用水域全域において 8 月から翌年 3 月までの間、はえ縄漁船は適切な船間距離を確保することなどで合意した。2016 年 3 月の第 5 回会合においては、八重山北方三角水域における操業ルールについて検討する専門会議の開催に合意した。2017 年 3 月 1 日から 3 日の第 6 回会合においては、トラブルを避けるため、それぞれの漁船への AIS (船舶自動識別装置) の搭載を推奨すること等の操業ルールの見直しを行った。2018 年 3 月 16 日の第 7 回会合においては、八重山北方三角水域における操業ルールとして、日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業することや AIS を付けた漁具を台湾漁船が適切に利用するよう暫定ルールを作ることなどで合意した。

(7) 日パプアニューギニア漁業交渉

1978 年に締結された日・パプアニューギニア漁業協定により、我が国まぐろはえ縄・かつお一本釣り

・まき網漁船が入漁していたが、1986年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求したため交渉は決裂し、協定は1987年3月をもって失効した。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められ、また、2015年1月からは、はえ縄漁船の入漁も開始され、現在に至るまで安定的な入漁関係が維持されている。

(8) 日キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定(キリバスの独立は1979年7月12日)に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣りを対象とする入漁協定が1978年7月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり4度にわたる決裂中断があった(1981年7月－10月、1982年11月－1983年8月、1993年8月－9月、1997年6月－9月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、はえ縄については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2016年11月をもって失効した。まき網漁船を対象とする入漁協定は、1993年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(9) 日ソロモン諸島漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が1978年10月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった(1982年10月－1983年1月、1999年1月－2000年9月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、はえ縄漁船については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効し、その後、2016年4月に入漁が再開したものの、2016年12月、操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2016年12月をもって再度失効した。一本釣りについては現在まで安定的な入漁関係が維持されている。また、まき網漁船については、入漁協定が2000年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(10) 日ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった(1982年1月－4月、1983年8月－1984年2月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、凍結まぐろはえ縄漁船については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効した。生鮮まぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網

漁船については現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(11) 日マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が発効した。その後、先方政府からの希望により、日・マーシャル諸島漁業協定が1981年4月に発効し、まぐろはえ縄漁船・まき網漁船については現在まで安定的な入漁関係が維持されている。一本釣りについては操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効したが、2016年9月に再度協定が発効され、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(12) 日パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり3度にわたる決裂中断があった(1982年10月－1983年12月、1986年7月、1991年8月－1992年1月)。その後は安定的な入漁関係が維持されている。

(13) 日ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が1986年6月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった(1988年6月－1990年5月、1991年6月－1994年2月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、2016年12月、操業条件をめぐり交渉がまとまらず、継続協議となっている。まき網漁船を対象とした入漁協定は、1998年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(14) 日ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。

(15) 日フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されているが、入漁実績はない。

(16) 日モロッコ漁業交渉

1985年に署名された日・モロッコ漁業協定に基づき、毎年、モロッコ水域におけるまぐろはえ縄漁船の操業条件等について協議を行っている。同協定が署名されて以降、現在に至るまで安定した入漁関係が維持されている。

(17) 日ペルー非公式漁業協議

ペルーにおいて2011年10月に交付された大統領令「アメリカオアカイカ漁業管理法施行規則」において、外国漁船の入漁については「価格競争公開入札」によるとされたが、入札制度が整備されず、2012年1月1日以降、ペルー水域内での操業は停止した。2012年10月10日に非公式協議を開催し、入札制度に関する意見交換及び入札の早期実施を要請したが、制度未整備の状態が続いている。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

① 第67回国際捕鯨委員会 (IWC) 総会

2018年9月10日から14日までフロリアノポリス(ブラジル)において第67回国際捕鯨委員会(IWC)総会が開催された。加盟国89か国中85か国が出席。

主要論点についての概要は、以下のとおり。

ア 議長・副議長の選出

森下 IWC 日本政府代表が議長を務めた。なお、会合最終日に、ビビッチ IWC スロベニア政府代表が次期議長に、ディアロ IWC ギニア共和国政府代表が次期副議長に選出された。

イ IWC 改革案

我が国は、鯨類の保護・持続的利用の両立と立場の異なる加盟国の共存を訴え、①既存の保護委員会に加えて、新たに持続的捕鯨小委員会を設置、②関連小委員会でコンセンサス合意が得られた措置について、総会の可決要件を緩和(現行の4分の3から過半数に引き下げ)、③資源が豊富な鯨種に限り、商業捕鯨のための捕獲枠設定の規定等を一括提案した。しかしながら、反捕鯨国は「商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない」、「IWC は保護のみを目的に『進化』しており、モラトリアムの解除は一切認められない」などと強固に反対を表明し、我が国の提案は投票に付され、否決された(賛成27、反対41、棄権2)。

この結果を受け、会合に出席していた谷合農林水産副大臣(当時)は、「投票の結果は、IWC において異なる立場を有する締約国が共存する可能性が否定されたことと同義であり、我が国は、IWC 締約国としての立場の根本的な見直しを行わなければならない、あらゆるオプションを精査せざるを得ない」旨を発言した。

ウ フロリアノポリス宣言

ブラジル、アルゼンチン等が共同提案した 21

世紀の鯨類の保全と管理における IWC の役割に関するフロリアノポリス宣言が投票に付され、可決された(賛成40、反対27、棄権4)。本宣言は商業捕鯨モラトリアムの堅持、IWC は鯨の保護のために進化等を明言し、事実上、鯨類資源の持続的利用を否定している。

エ サンクチュアリ

ブラジル、アルゼンチン等が共同提案した南大西洋サンクチュアリ設置提案に関する附表修正案(南大西洋を鯨類の保護区域とし、一切の商業捕鯨を禁止するもの)が投票に付され、否決された(賛成39、反対25、棄権3)。

オ 先住民生存捕鯨

米国、デンマーク(グリーンランド)、ロシア及びセントビンセントが共同提案した先住民生存捕鯨の捕獲枠を自動更新等とする附表修正案が投票に付され、可決された(賛成58、反対7、棄権5)。

カ 特別許可プログラム常設作業部会報告書

我が国の鯨類科学調査(新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)、新北西太平洋鯨類科学調査(NEWREP-NP)等)について、致死的調査の必要性が十分に立証されておらず、我が国は科学委員会に調査計画等を再提出しレビューを受けるべきとの報告書が採択された。ただし、同報告書には我が国の反論と我が国に賛同する他の21か国の国名が明記された。

キ 次回会合

今回の IWC 総会は、2年後(2020年)に開催することとされた(場所はポルトロージュ(スロベニア))。

② 我が国の国際捕鯨取締条約(ICRW)からの脱退

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、1988年以降中断している商業捕鯨を2019年7月から再開することとし、国際捕鯨取締条約(ICRW)から脱退することを決定。2018年12月26日、本条約の寄託政府である米国政府に脱退を通告した。これにより、2019年6月30日にICRWからの脱退の効力が発生する。

我が国は、ICRW からの脱退後も、IWC にオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していくこととしており、水産資源の持続的利用という我が国の立場を共有する国々との連携をさらに強化しつつ、IWC が本来の機能を回復するよう取り組んでいくこととした。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるさけ・ます資源の保存を目的とした同公海海域におけるさけ・ます漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が1993年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、さけ・ます資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2017年については、第26回年次会議がハバロフスク(ロシア)で5月21日から5月25日まで開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国(2003年加盟)の5か国の他、オブザーバーとして北太平洋漁業委員会 (NPFC) が出席した。

主な討議内容として、取締活動については、各国から2017年のNPAFC条約水域(北緯33度以北の北太平洋公海)における、さけ・ます違法操業の取締りについての報告が行われ、引き続き加盟国間で連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことで一致した。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、太平洋におけるさけ・ますの資源量が引き続き高い水準にあることが報告されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。次回の第27回年次会議は、ポートランド(アメリカ)で2019年5月中旬に開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2017年9月にモントリオール(カナダ)において、第39回年次会合が開催された。

ア カラスガレイの総漁獲可能量(TAC)及び漁獲枠

2018年のTACは、昨年の14,799tから16,500tに増加した。また、我が国の漁獲枠も昨年の1,124tから1,253tに増加した。

イ アカウオ(3M区及び3O区)の総漁獲可能量(TAC)及び漁獲枠

2018年3M海区のTACは、昨年の7,000tから10,500tへ増加した(3O海区は昨年どおり)。我が国については、従来と同水準の漁獲枠(400t及び150t)が確保された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

2018年に、サンディエゴ(アメリカ)にて第93回会合(年次会合)が開催され、東部太平洋のまぐろ資源の保存管理につき議論が行われた。

ア 太平洋クロマグロ

以下の保存管理措置(注)が継続されることとなった。

(ア) 管理目標

親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで60%以上の確率で回復させることを暫定回復目標とすること。

(イ) 商業漁業については、2019年及び2020年の年間漁獲上限3,300tを原則とし、2年間の合計が6,200tを超えないように管理する。

(ウ) 30kg未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力する。

イ メバチ・キハダ

2018～2020年について、以下の保存期間措置が継続されることとなった。

(ア) まき網漁業

a 72日間の全面禁漁

b 沖合特定区での1か月間の禁漁

c 集魚装置(FADs)の使用数を大型まき網漁船で450個に制限措置

(イ) はえ縄漁業

国別メバチ漁獲枠(我が国漁獲枠は32,372t)

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

2017年11月にマラケシュ(モロッコ王国)において、大西洋まぐろ類保存国際委員会第25回通常会合(年次会合)が開催された。

ア 大西洋クロマグロ東資源(地中海含む)の保存管理措置

2018年から2020年までの総漁獲可能量(TAC)が合意され、2018年に28,000t(うち日本の割当は2,279t)、2019年に32,240t(うち日本の割当は2,528t)、2020年に36,000t(うち日本の割当は2,801t)へ増加させることが合意された。

イ 大西洋クロマグロ西資源の保存管理措置

2018年から2020年までのTACが、2,350t(2017年TAC:2,000t)に増加することが合意され、それに伴い我が国の割当も407.48t(2017年の我が国の割当345.74t)に増加した。

ウ 大西洋アオザメ北資源の保存管理措置

一部の例外(オブザーバー乗船等)を除き、原則漁獲禁止とする措置を合意し、2019年年次会合において新たな措置を検討することとされた。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

2018年10月にホバート(豪州)において、第37回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロについては、2019年漁期の海区ごとのTACが決定され、我が国漁船の操業が認められた海域のTACは、合計で4,441tとなった。また、現在操業が

禁止されている海域における、メロ資源状況の調査を行うことを目的とする我が国の調査計画が引き続き認められた。

(7) みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)

2018年10月にヌメア(ニューカレドニア)で開催された第25回年次会合では、2019年の総漁獲可能量(TAC)を17,647tとすることが確認された。その内、我が国の割当量は各年6,165tである。(第23回会合で、2018年から2020年のTACを17,647tとすることが合意済み。)

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)

2018年12月に、ホノルル(米国)において第15回年次会合が開催され、中西部太平洋のかつお・まぐろ資源の保存管理について議論が行われた。

ア 熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)

現行措置の見直しについて議論が行われ、以下のとおり、現行措置の2年間(2019年・2020年)延長が合意された。

(ア) まき網

措置		2019年・2020年
FAD禁漁期間	EEZ内	3か月
	公海	5か月
公海操業日数制限		先進国に加え、島嶼国がチャーターする船にも適用
FAD個数制限		1隻あたり常時350個以下

注 FAD:集魚装置

(イ) はえ縄

我が国のメバチの漁獲枠は18,265t。

イ 太平洋クロマグロの保存管理措置

2018年9月に開催された北小委員会(注)で結論が出なかった「繰越し」について議論され、その年の漁獲上限の未利用分(当該年漁獲上限の5%まで)は、翌年に繰越可能となった。

なお、2019年の措置は、以下のとおり。

(ア) 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。

(イ) 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から半減させる(WCPFC全体で9,450tから4,725t、うち我が国が8,015tから4,007tに削減)。

(ロ) 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から増加させない(WCPFC全体で6,591t、うち我が国は4,882t)。

(ハ) その年の漁獲上限の未利用分(当該年漁獲上限の5%まで)は、翌年に繰越可能。注：北小委員会は、主に北緯20度以北の水域に分布する資

源(太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ)の資源管理措置について本委員会に勧告を行うWCPFCの下部組織。

(9) インド洋まぐろ類委員会(IOTC)

2018年5月にバンコク(タイ)において第22回年次会合が開催された。

ア マグロ類の保存管理措置

カジキ類について、①インド洋全体の総漁獲量制限の設定、②60cm以下の魚体の船上保持禁止等が採択された。なお、キハダについては、資源管理措置の見直しは見送られ、現行措置を継続することとなった。

イ IUU漁業リストの相互掲載

IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策の強化のため、我が国の提案に基づき、他の地域漁業管理機関等のIUU漁船リストに掲載された漁船について、IOTCのリストにも掲載する措置が採択された。

(10) 南東大西洋漁業機関(SEAFO)

2018年11月にスワコプムンド(ナミビア)において第15回年次会合が開催された。

ア メロの保存管理措置について、2019年TACは275tとすることが合意された。

イ マルズワイガニの保存管理措置について、2019年のTACは371tとすることが合意された。

(11) 南インド洋漁業協定(SIOFA)

2018年6月にプーケット(タイ)において第5回締約国会議が開催された。

ア 底魚漁業の操業禁止区域の設定

脆弱な海洋生態系(VME)を保護するため、底魚漁業の操業禁止区域を、5か所、設定することが採択された。

(12) 北太平洋漁業委員会(NPFC)

2018年7月に東京において第4回委員会会合が開催された。

ア サンマの資源管理措置

(ア) 我が国から、(i)沿岸国の水域と公海に分けて数量管理を行う漁獲数量規制の導入、(ii)その他措置(サンマの洋上投棄禁止、小型魚の漁獲抑制の奨励等)を提案し、議論が行われた。

(イ) その結果、(i)の方向性については多数メンバーからの支持を得たが、中国等が時期尚早として反対し、来年に向けて引き続き検討していくこととなった。

(ロ) (ii)については、現行の資源管理措置に追加されることが合意された。

(エ) 来年春の科学委員会で一致した資源評価結果を得るべく作業を進めることが合意された。

イ サバ類の資源管理措置

資源管理措置を導入する前提となる資源評価の進捗について議論し、資源評価を迅速かつ確実に実施することを確認した。

ウ 底魚類の資源管理措置

我が国の提案に基づき、関係国で調整・修正を行った結果、天皇海山海域におけるクサカリツボダイについて、当面は漁獲を抑制しつつ、モニタリングにより資源状況が良好と判明した時点で漁獲の増加を認めるなどの資源管理措置の導入が合意された。

エ IUU 漁業対策

我が国の提案をもとにした IUU 漁船リストに新たに4隻の漁船が追加され、合計27隻となった。また、公海乗船検査制度の実施規則が策定された。

(13) そ の 他

ア ベーリング公海漁業条約

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約(ベーリング公海漁業条約)」に基づく第23回科学技術委員会については、2018年9月3日から20日までの間、第23回年次会議については、2018年10月1日から14日までの間、ポーランドがホスト国となり、電子メールを活用したバーチャル形式で開催された。年次会議には加盟6か国のうち5か国(日本、韓国、ポーランド、ロシア及び米国)が出席した(中国は欠席)。

(協議の概要)

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993年からのモラトリウム(操業の一時停止)は2019年も継続されることとなった。

また、我が国は、これまでの年次会議で主張してきたのと同様に、今会議においても、漁獲可能水準(AHL: 条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約加盟国の意見の一致をもって設定される。)を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、バーチャル会議での議論は進展せず、AHLは設定されなかった。

次回年次会議については、ロシアがホストとなり、引き続きバーチャル形式での会合を開催することとなった。

イ ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議

ニホンウナギは、マリアナ海溝周辺海域で生まれた後、我が国を含む東アジア沿岸域に回遊し、養殖用種苗として利用されており、資源の持続的な利用のためには関係国・地域の協力が必要である。このため2012年から我が国の呼びかけにより、東アジアの関係国・地域にて国際的な資源管理措置を議論するための非公式協議を継続して開催しており、2014年9月に日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域にて、ウナギ養殖池への種苗の池入れ量制限等を内容とした共同声明を発出した。

2018年6月の第11回協議では、各国・地域の池入れ量の上限の遵守状況等を確認した。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、平成30年12月31日現在については、表20のとおりである。

また、漁船法(昭和25年法律第178号)第4条第1項の規定に基づく平成30年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表21のとおりである。

2 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への輸出(譲渡又は貸渡し)については、輸出貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。水産庁においては、国際漁業協定等に基づく漁業秩序の維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、事前承認を行っている。平成30年度における譲渡事前承認件数は7か国36隻、貸渡事前承認件数は1か国5隻であった。

第13章 水 産 庁

表 20 平成 30 年 漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総 計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数 NO.	総 t 数 G. T.	隻数 NO.	総 t 数 G. T.	隻数 NO.	総 t 数 G. T.
総計	S		3,311	340,761.18	3,311	340,761.18	-	-
	W		4,257	4,437.51	2,813	3,827.31	1,444	610.20
	F		222,936	584,238.28	218,667	578,272.60	4,269	5,965.68
	T		230,504	929,436.97	224,791	922,861.09	5,713	6,575.88
淡水漁業	S		29	43.38	29	43.38	-	-
	W		1,734	520.96	779	304.88	955	216.08
	F		6,257	5,647.62	5,263	5,363.02	994	284.60
	T		8,020	6,211.96	6,071	5,711.28	1,949	500.68
合計 (海水漁業)	S		3,282	340,717.80	3,282	340,717.80	-	-
	W		2,523	3,916.55	2,034	3,522.43	489	394.12
	F		216,679	578,590.66	213,404	572,909.58	3,275	5,681.08
	T		222,484	923,225.01	218,720	917,149.81	3,764	6,075.20
内水面	S		10	20.80	10	20.80	-	-
	W		53	14.71	13	7.61	40	7.10
	F		603	664.63	537	649.93	66	14.70
	T		666	700.14	560	678.34	106	21.80
採介藻	S		203	1,651.91	203	1,651.91	-	-
	W		939	560.40	615	452.60	324	107.80
	F		62,937	94,461.80	60,523	92,685.25	2,414	1,776.55
	T		64,079	96,674.11	61,341	94,789.76	2,738	1,884.35
定置	S		508	5,565.86	508	5,565.86	-	-
	W		67	172.79	37	90.02	30	82.77
	F		7,716	36,415.11	7,361	33,836.30	355	2,578.81
	T		8,291	42,153.76	7,906	39,492.18	385	2,661.58
一本つり	S		203	13,996.30	203	13,996.30	-	-
	W		648	743.84	648	743.84	-	-
	F		70,440	165,962.36	70,365	165,743.72	75	218.64
	T		71,291	180,702.50	71,216	180,483.86	75	218.64
はえなわ	S		101	4,793.29	101	4,793.29	-	-
	W		78	336.67	75	335.87	3	0.80
	F		6,019	21,229.27	6,018	21,229.07	1	0.20
	T		6,198	26,359.23	6,194	26,358.23	4	1.00
刺網	S		329	7,332.71	329	7,332.71	-	-
	W		201	277.41	191	251.60	10	25.81
	F		32,645	70,850.96	32,588	70,782.60	57	68.36
	T		33,175	78,461.08	33,108	78,366.91	67	94.17
まき網(網船)	S		99	22,247.80	99	22,247.80	-	-
	W		9	26.09	4	23.99	5	2.10
	F		766	7,843.19	757	7,790.47	9	52.72
	T		874	30,117.08	860	30,062.26	14	54.82
まき網附属船	S		394	36,972.33	394	36,972.33	-	-
	W		7	172.39	6	172.09	1	0.30
	F		1,296	15,795.71	1,288	15,144.71	8	651.00
	T		1,697	52,940.43	1,688	52,289.13	9	651.30
敷網	S		93	8,959.15	93	8,959.15	-	-
	W		10	21.17	9	20.87	1	0.30
	F		931	6,713.56	931	6,713.56	-	-
	T		1,034	15,693.88	1,033	15,693.58	1	0.30
底びき網	S		371	19,769.57	371	19,769.57	-	-
	W		182	861.60	182	861.60	-	-
	F		9,059	48,589.95	9,059	48,589.95	-	-
	T		9,612	69,221.12	9,612	69,221.12	-	-
以西底びき網	S		10	1,322.89	10	1,322.89	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		10	1,322.89	10	1,322.89	-	-
遠洋底びき網	S		7	2,981.00	7	2,981.00	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		7	2,981.00	7	2,981.00	-	-
ひき網	S		288	2,572.95	288	2,572.95	-	-
	W		117	260.62	85	193.14	32	67.48
	F		5,123	30,163.69	5,055	30,102.70	68	60.99
	T		5,528	32,997.26	5,428	32,868.79	100	128.47
かつお・まぐろ	S		225	90,621.01	225	90,621.01	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		577	13,432.48	577	13,432.48	-	-
	T		802	104,053.49	802	104,053.49	-	-
捕鯨	S		7	176.51	7	176.51	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		10	32.74	10	32.74	-	-
	T		17	209.25	17	209.25	-	-
官公庁船	S		274	89,355.98	274	86,355.98	-	-
	W		14	26.38	14	26.38	-	-
	F		915	3,474.12	915	3,474.12	-	-
	T		1,203	92,856.48	1,203	92,856.48	-	-
運搬船	S		125	28,932.97	125	28,932.97	-	-
	W		5	125.99	4	114.45	1	11.54
	F		1,369	11,407.09	1,363	11,373.24	6	33.85
	T		1,499	40,466.05	1,492	40,420.66	7	45.39
冷凍運搬及び母船	S		-	-	-	-	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		-	-	-	-	-	-
雑漁業	S		35	3,444.77	35	3,444.77	-	-
	W		193	316.49	151	228.37	42	88.12
	F		16,273	51,554.00	16,057	51,328.74	216	225.26
	T		16,501	55,315.26	16,243	55,001.88	258	313.38

第13章 水産庁

表 21 平成 30 年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

区分 漁業種類	総数		50 t 未満		50 t 以上 100 t 未満		100 t 以上 200 t 未満		200 t 以上 300 t 未満		300 t 以上 500 t 未満		500 t 以上 1,000 t 未満		1,000 t 以上	
	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数
かつお・まぐろ	8	3,599					1	149			7	3,450				
底びき網	4	530					4	530								
まき網	6	2,188					4	668					2	1,520		
まき網(附属船)	7	1,203	4	58							3	1,145				
さんま棒受け網	3	447	1	49			2	398								
一本釣り(いか)	1	199					1	199								
官公庁船等	10	4,299			2	146	2	339			3	1,181	2	1,358	1	1,275
計	39	12,465	5	107	2	146	14	2,283	-	-	13	5,776	4	2,878	1	1,275

2. FRP 船

区分 漁業種類	総数		50 t 未満		50 t 以上 100 t 未満		100 t 以上 200 t 未満		200 t 以上 300 t 未満		300 t 以上 500 t 未満		500 t 以上 1,000 t 未満		1,000 t 以上	
	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数	隻数	総 t 数
かつお・まぐろ	4	75	4	75												
底びき網	3	52	3	52												
まき網(附属船)	1	19	1	19												
さんま棒受け網	1	56			1	56										
計	9	202	8	146	1	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1：漁船法第 4 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注 2：木船の建造は無し。

第 13 節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和 26 年以来漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条の規定により行われている。その内容は表 22 のとおりである。

表 22 指定漁港数

漁港種類	29 年度末	30 年度 指 定	30 年度 取消し	30 年度末 現 在
第 1 種漁港	2,089	-	20	2,069
第 2 種漁港	521	3	-	524
第 3 種漁港	114	-	-	114
第 4 種漁港	99	-	-	99
計	2,823	3	20	2,806

注：第 3 種漁港には特定第 3 種漁港(八戸ほか 12 港)が含まれている。

2 漁港の管理

平成 30 年度において、漁港漁場整備法第 25 条第 2 項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第 3 項の規定に基づき告示した漁港は 3 漁港であり、平成 30 年度末の漁港管理者別漁港数は表 23 のとおりである。

表 23 漁港管理者別漁港数

漁港種類	29 年度末	30 年度末		
		総 数	都道府県 管 理	市町村 管 理
第 1 種漁港	2,089	2,069	292	1,777
第 2 種漁港	521	524	328	196
第 3 種漁港	114	114	108	6
第 4 種漁港	99	99	99	-
計	2,823	2,806	827	1,979

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第 6 条の 3 の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成 29 年 3 月 28 日に第 4 次の長期計画が策定され、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に取り組むべき重点課題を以下の 4 つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、おおむね 5 年後を目途に、成果を発現させる。

ア 水産業の競争力強化と輸出促進

(ア) 成果目標

a 水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の

安定が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50%とする。

- b 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、おおむね60漁港で輸出を拡大させる。

(イ) 整備目標

- a 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(平成28年度)からおおむね50%に向上させる。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね20漁港で大型漁船の円滑な利用を可能にする等により陸揚げ能力を向上させる。

(ウ) 事業量

水産物の安定供給体制を構築するとともに、水産物の輸出促進を図るため、次の事業を実施する。

- a 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね90漁港を水産物の流通機能の強化等を図る漁港として整備する。
- b 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね150地区を水産物の生産機能の強化等を図る地区として整備する。

イ 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

(ア) 成果目標

水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね8万tの水産物を増産させる。

(イ) 整備目標

- a 水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を、おおむね25海域で実施する。
- b 藻場・干潟が衰退している海域のうち、おおむね75海域で藻場・干潟の総合的な回復対策を行う。

(ウ) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

- a おおむね5万haの魚礁や増養殖場を整備する。
- b おおむね15万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。
- c おおむね7,000haの藻場・干潟を造成する。

ウ 大規模自然災害に備えた対応力強化

(ア) 成果目標

- a 地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を、48%(平成27年度)からおおむね60%に向上させる。

- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合を、0%(平成28年度)からおおむね80%(平成38年度)に向上させることを目指し、当面はおおむね30%(平成33年度)に向上させる。

(イ) 整備目標

- a 災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、7%(平成28年度)からおおむね80%(平成38年度)に向上させることを目指し、当面はおおむね30%(平成33年度)に向上させる。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、5%(平成28年度)からおおむね80%(平成38年度)に向上させることを目指し、当面はおおむね30%(平成33年度)に向上させる。

(ウ) 事業量

災害発生時における救援活動、物資輸送等の拠点を確保するとともに、地域水産物の早期回復を可能とするため、次の事業を実施する。

- a おおむね300地区を漁村の防災機能の強化を図る地区として整備する。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね70漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。
- c 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね150漁港で事業継続計画等を策定する。

エ 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

(ア) 成果目標

- a 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね100万人増加させる。
- b 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合を、66%(平成28年度)からおおむね100%に向上させる。

(イ) 整備目標

- a 漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合を、65%(平成27年度)からおおむね80%に向上させる。
- b 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合を、51%(平成28年度)からおおむね60%に向上させる。

せる。

- c 緊急的に老朽化対策が必要な漁港のうち、おおむね100%の漁港で老朽化対策を行う。

(ウ) 事業量

魅力的な地域資源や漁港ストックの有効活用等を図り、漁村のにぎわいを創出するため、次の事業を実施する。

- a おおむね100地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
- b おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。
- c 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、おおむね80漁港で就労環境改善対策を行う。
- d おおむね50地区で漁港ストックの有効活用に資する取組を実施する。
- e 緊急性の高い老朽化が判明した施設を有する漁港のうち、おおむね400漁港で機能保全対策を行う。
- f おおむね900漁港で漁港施設情報の集約及び電子化を実施する。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る)の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。平成30年度においては、267億7,800万円をもって34地区について事業が実施された。

(3) 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化を図るため、第3種漁港、第4種漁港等において高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき5億円を超える等一定の要件を満たすものである。平成30年度においては事業費334億2,700万円(国費205億3,300万円)をもって69地区について事業が実施された。

(4) 水産生産基盤整備事業

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの等一定の要件を満たすもので

ある。平成30年度においては事業費161億3,300万円(国費109億6,200万円)をもって89地区について事業が実施された。

(5) 水産物供給基盤機能保全事業

漁港施設、漁場施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能診断や保全計画の策定、保全工事を漁港管理者である地方公共団体に助成されて実施されているものであり、平成30年度においては、事業費268億4,900万円(国費158億3,200万円)をもって、39都道府県について実施された。

(6) 漁港施設機能強化事業

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について、必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業であって、計画事業費が一地区あたり5千万円以上20億円未満のもの等一定要件を満たすものである。なお、漁港施設機能診断調査に係る要件は計画事業費が一地区あたり2千万円以上のものである。平成30年度においては、事業費111億7,700万円(国費66億8,600万円)をもって、34都道府県について実施された。

(7) 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。平成30年度においては、事業費210億1,600万円(国費106億400万円)をもって、87地区について実施された。

(8) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。平成30年度の経費は1,800万円であった。

(9) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

14 調査 事業費 4 億 1,900 万円

水産基盤整備調査費補助

14 か所 事業費 1 億 8,400 万円 (国費 9,200 万円)

(10) 後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第 2 条の適用団体(県)が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業(事業費 5,000 万円以上のものに限る。)に係る補助金について、特例法の定める引上率(最高 1.25 まで)により、平成 30 年度において当該適用団体に補助率差額 19 億 6,000 万円を交付した。

(内訳)

水産基盤分 1,960,000 千円
(うち有明分 155,253 千円)

(11) 浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、浜プランの取組に位置付けられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する事業であり、平成 30 年度においては 105 計画に対して支援を実施した。

(12) 海岸事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。平成 30 年度に補助事業として実施したのは、国土保全上特に重要な特例補助率海岸であり、事業費 8 億 9,768 万円(国費 7 億 400 万円)をもって 4 地区において事業が実施された。この他の漁港海岸関係事業については、農山漁村地域整備交付金等を活用して事業実施した。

4 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

(1) 浜の活力再生プラン推進事業

この事業は、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」の着実な実行のため、プランの見直しに関する活動に対する支援をするものである。平成 30 年度においては、60 地区に対し補助を行った。

(平成 30 年度予算額 69,935 千円の内数)

(2) 水産多面的機能発揮対策

この事業は、水産業の再生・漁村の活性化を図る

ため、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を支援するものである。平成 30 年度においては、49 地域協議会(42 道府県)743 活動組織に対し交付金による支援を行い、藻場・干潟等の保全などの「環境・生態系保全」、海難救助などの「海の安全確保」などの活動が実施された。

また、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を全国的に推進するため、活動に関する講習会、技術サポート、分析・評価等を行った。

(平成 30 年度予算額 2,800,000 千円)

(3) 離島漁業再生支援等交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取組に対し、交付金による支援を行うとともに、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる離島を有する都道府県は 26 都道府県あり、平成 30 年度においてはそのうち 18 都道府県 77 市町村 706 の漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。

また、平成 28 年 4 月に有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成 28 年法律第 33 号)が成立し、第 2 条第 2 項に定められた特定有人国境離島地域を対象に雇用機会の拡充を行う取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる特定有人国境離島地域を有する都道府県は 8 都道府県あり、平成 30 年度においてはそのうち 3 道府県 10 市町村において交付金支援による雇用機会の拡充が実施された。

(平成 30 年度予算額 1,505,995 千円)

第 14 節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 国際水産資源調査・評価推進事業

太平洋クロマグロの加入量の早期把握のため、平成 26 年から、6 県約 70 隻の曳縄漁船にデータロガーを設置してモニタリング調査を実施し、その年に生まれた太平洋クロマグロの加入量水準について、

4回(10月、12月、翌5月、翌10月)に亘って順次情報を公表している。

(2) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業

我が国の水産業は、漁業就業者数の減少と高齢化、生産コストの上昇、漁船の高齢化等による操業効率の低下が深刻化し、さらに、漁船の海難事故においては、転覆や衝突事故がその要因の上位を占めている。このため、漁業経営を改善する省エネ・省コスト技術及び就業者不足や高齢化に対応する省力化技術の導入のための実証試験、漁船の安全性向上に資する転覆防止技術の導入に係る実証試験等への支援を実施した。

(3) さけ・ます類分布回遊動向調査事業

(さけ・ます流し網代替漁法調査)

ロシア連邦法の改正により、平成28年1月からロシア200海里内での我が国さけ・ます流し網漁業の操業が不可能になったことを受け、流し網漁法に替わる新たな漁法への転換の可能性を調査・検証するため、ロシア水域において当業船による曳き網での試験操業等を実施した。

(4) ICTを利用した次世代スマート沿岸漁業開発事業

漁業者参加型の観測網構築と沿岸域の漁場形成予測モデルの開発により、漁場の「見える化」を図り、沿岸漁業のスマート化及び若手漁業者への技術支援を推進した。

(5) 資源・漁獲情報ネットワーク構築事業

資源評価の対象魚種拡大や精度向上を図るため、ICT等を活用した操業・漁場環境情報の効率的な収集体制の構築及び海洋環境の変化と資源増減の因果関係解明に向けた解析技術の開発、これらに必要な各種情報の収集体制構築に向けたフィージビリティスタディを実施した。

2 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類のかつお・まぐろ類、サンマや溯河性魚類のさけ・ます類、外洋のいか類、底魚類等の国際漁業資源について、地域漁業管理機関等による科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

3 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。

4 国立研究開発法人水産研究・教育機構

平成28年4月1日に旧国立研究開発法人水産総合研究センターと旧独立行政法人水産大学校が統合され、新たに国立研究開発法人水産研究・教育機構が発足した。

平成28年4月1日から第4期中長期計画が開始され、研究開発業務については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、研究開発成果の最大化を図るための取組を強化し、

ア 水産資源の持続的利用のための研究開発

イ 水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発

ウ 海洋・生態系モニタリングと次世代水産業のための基盤研究

の3つの重点研究課題を実施するとともに、研究開発成果の情報提供、普及等に努めた。当該業務を含む同機構の業務実施に要する経費について30年度は運営費交付金171億2,036万円を交付した。